

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月2日
【会社名】	日本曹達株式会社
【英訳名】	Nippon Soda Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 彰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 清水 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	03(3245)6054(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 清水 修
【縦覧に供する場所】	日本曹達株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第151回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金50円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行することに伴う所要の変更、及び監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任できる旨の規定並びに取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できる旨の規定を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、石井彰、下出信行、高野泉、町井清貴、阿賀英司、山口純子、土屋光章及び瓜生博幸を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、青木啓値、荻茂生及び脇陽子を選出する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、竹内信博を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額350百万円以内、そのうち社外取締役分については年額50百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容を決定した。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	260,612	93	0	(注)1	可決(99.96%)
第2号議案	260,628	77	0	(注)2	可決(99.97%)
第3号議案					
石井 彰	248,017	10,983	1,705	(注)3	可決(95.13%)
下出 信行	257,388	3,317	0		可決(98.73%)
高野 泉	257,388	3,317	0		可決(98.73%)
町井 清貴	257,388	3,317	0		可決(98.73%)
阿賀 英司	257,411	3,294	0		可決(98.74%)
山口 純子	260,596	109	0		可決(99.96%)
土屋 光章	252,682	8,022	0		可決(96.92%)
瓜生 博幸	248,067	12,638	0		可決(95.15%)
第4号議案					
青木 啓値	255,247	5,458	0	(注)3	可決(97.91%)
荻 茂生	259,305	1,400	0		可決(99.46%)
脇 陽子	259,961	744	0		可決(99.71%)
第5号議案	260,596	109	0	(注)3	可決(99.96%)
第6号議案	260,164	137	404	(注)1	可決(99.79%)
第7号議案	260,164	137	404	(注)1	可決(99.79%)
第8号議案	259,560	1,145	0	(注)1	可決(99.56%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。